

規制の事前評価の点検結果(概要)

- ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、平成19年10月から、法律又は政令の制定又は改廃により規制の新設又は改廃を行う場合には、事前評価の実施を各府省に義務付け。
- ・ 平成22年に8府省で実施された規制の事前評価82件について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した7つの点検項目に照らし、その実施状況を点検。
- ・ 点検の結果、改善が図られるべきと認められる評価については、個別に課題を指摘（今回が初）。



【今回の点検結果のポイント】

- ・ ガイドラインでは費用及び便益を定量化又は金銭価値化により分析することが求められているが、このような分析が行われているものは費用で4件、便益で2件（点検項目③・④関係）。
- ・ ガイドラインでは費用と便益の関係を定量的な手法を用いて分析することが求められているが、このような分析が行われているものは1件（点検項目⑤関係）。
- ・ ガイドラインでは代替案との比較が求められているが、代替案についての記述が評価書にないものが3割弱見られる（点検項目⑥関係）。

【今後の課題】

各点検項目における「主な課題」を踏まえ、各府省においては、今後とも評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図ることが必要。

【点検項目①】

分析対象期間が設定されているか。

【点検結果】

- ・ 分析対象期間が設定されている評価は2件(2.4%)。
- ・ この2件の評価についても、分析対象期間として十分なものとは認められない。

〈分析対象期間を設定していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ 費用及び便益を定量的に分析していない。
- ・ 便益の発現時期が不明確である。



主な課題

定量的に分析しているか定性的に分析しているかにかかわらず、規制の内容に応じた適切な分析対象期間を明示する必要がある(82件全ての評価)。

【点検項目②】

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」が、比較対象（ベースライン）として設定されているか。

【点検結果】

- ・ ベースラインが設定されている評価は22件 (26.8%)。
- ・ ベースラインが設定されていない評価は60件 (73.2%) であり、その多くは、現状における問題点や規制の必要性についての説明にとどまっている。

〈ベースラインを設定していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ ベースラインは、現状についての説明をもって足りると誤解。



主な課題

ベースラインが設定されていない評価 (60件) は、規制の新設又は改廃を行わず、現状の制度を維持した場合に生じると予測される将来における状況の説明となるものを設定する必要がある。

【ベースラインを設定している例】

〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案〕 (国土交通省)

《規制の内容》 マルポール条約 (日本が批准している「船舶による汚染の防止のための国際条約」) 附属書の改正に対応し、窒素酸化物の放出規制の適用船舶の拡大、船舶間貨物油積替えに関する規制などを設ける。

現状の制度を維持していた場合、将来どのような不都合が生じるのかを明示。

☞ 「船舶の航行においては、適切な規制を設けられない場合は、油の排出又は排出ガスの放出による海洋汚染等につながるおそれがある」

【点検項目③】

発生又は増減することが見込まれる具体的な費用の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。

【点検項目④】

発生又は増減することが見込まれる具体的な便益の要素が挙げられているか。その際、定量化又は金銭価値化して示されているか。

【点検結果】

- ・ 「遵守費用（注1）」について、具体的な要素を挙げて分析すべきところ、負担がないとして適切な分析がされていない評価は3件(3.7%)。
- ・ 「その他の社会的費用（注2）」について、分析がされていない評価は7件(8.5%)。
- ・ 金銭価値化されている評価は、「遵守費用」で4件(4.9%)、「便益」で2件(2.4%)となっており、「行政費用（注3）」及び「その他の社会的費用」で金銭価値化されている評価はない。

〈定量化又は金銭価値化していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ 経済社会の安定、生命・身体の安全を便益としているものについては、定量化又は金銭価値化することが困難。
- ・ 規制の影響を受ける対象数を特定することが困難。

（注1） 規制を受ける国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用。行政への申請費用（書類の作成や提出等）、国民や事業者内部における費用（設備の導入や維持等）などが含まれる。

（注2） 広く社会経済全体や環境等に対する負の影響。当該規制の導入により競争状況に及ぼす影響などが含まれる。

（注3） 規制主体において発生する費用で、当該規制の導入に要する費用（制度化のための研究や必要な施設、設備等）や規制導入後に要する費用（検査、モニタリング、増員等）が含まれる。

主な課題

- ・ 分析がされていない評価（その他の社会的費用で7件）及び適切な分析がされていない評価（遵守費用で3件）は、適切な分析を行うことが必要である。
- ・ 定量的な分析が可能であると考えられる評価（遵守費用で8件、行政費用で9件、その他の社会的費用で1件、便益で4件）は、定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。

【費用(遵守費用)について金銭価値化している例】

〔危険物物質の類の変更〕(総務省)

《規制の内容》「1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン」などを第5類の危険物として追加する。これにより、非危険物施設の中には、新たに危険物施設として許可を受けなければならないものが発生する。

遵守費用として、代替措置を適用する(非危険物施設が許可を受けて危険物施設となる)場合の費用(全国ベース)を概算。

☞ 【代替措置を適用する場合の費用(製造所1,200万円、屋内貯蔵所375万円など)】 × 【105施設】 = 6億8,500万円

〔ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制〕(経済産業省)

《規制の内容》ディスプレイ(使い捨て式)などのライターを規制対象製品(特定製品、特別特定製品)に加え、製造・輸入事業者に対し、ライターの基本規格に整合すること及び幼児対策を施すことを義務化する。

遵守費用として、製造・輸入事業者の義務履行費用を概算。

☞ 開発費、検査費等でおよそ10億円の費用が必要と推計し、今後3年間でその経費回収を図ると仮定して、業界全体の年間費用を約3.3億円/年と試算。

【便益について金銭価値化している例】

〔ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制〕(経済産業省)

《規制の内容》ディスプレイ(使い捨て式)などのライターを規制対象製品(特定製品、特別特定製品)に加え、製造・輸入事業者に対し、ライターの基本規格に整合すること及び幼児対策を施すことを義務化する。

①ライター技術基準への適合による便益、②チャイルドレジスタンス機能の追加による便益を概算。

☞ 製品に起因する事故の割合が63%との調査結果を前提とすると、ISO基準を満たすことによりライターを出火原因とする建物損害額が1.2億円/年だけ減少する便益があると試算。

☞ 5歳未満の子供のライター火遊びによる火災が85%減少するものと仮定し、建物損害額が0.7億円/年から0.1億円/年に減少、死亡損害額が7.8億円/年から1.2億円/年に減少し、便益は7.2億円/年と試算。

【点検項目⑤】

費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

【点検結果】

- ・ 23件(28.0%)の評価が、費用と便益を直接比較することなく、本件規制が適当であると結論づけている。
- ・ 81件(98.8%)の評価が、定性的な分析を用いており、「費用便益分析（注4）」を用いているものは僅か1件(1.2%)。

〈「費用便益分析」又は「費用効果分析（注5）」していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ 費用及び便益を定量化することが困難であるため、定量的な分析も困難。

（注4） 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析するもの

（注5） 一定の定量化された便益（効果）を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析するもの

主な課題

- ・ 費用と便益の関係を直接に比較していない評価(23件)は、費用と便益を対比してその関係の分析を行う必要がある。
- ・ 費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いて分析することが望まれる。

【費用便益分析を用いて分析している例】

〔ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制〕（経済産業省）

《規制の内容》ディスプレイ（使い捨て式）などのライターを規制対象製品（特定製品、特別特定製品）に加え、製造・輸入事業者に対し、ライターの基本規格に整合すること及び幼児対策を施すことを義務化する。

①ライター技術基準への適合による便益、②チャイルドレジスタンス機能の追加による便益が、製造・輸入事業者の遵守費用を上回ることを分析。

☞ 【8.4億円/年（①ライター技術基準への適合による便益:1.2億円/年+②チャイルドレジスタンス機能の追加による便益:7.2億円/年）】－【3.3億円/年（製造・輸入事業者の業界全体の遵守費用）】＝5.1億円/年（純便益）

【点検項目⑥】

- ・ ベースライン（注6）以外の代替案が設定され、当該案と代替案の比較考量の結果が示されているか。
（注6） 規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況
- ・ 規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。

【点検結果】

- ・ ベースライン以外の代替案が設定されている評価は54件(65.9%)、ただし、うち1件は代替案として適切なものとはいえない。一方、想定される代替案はないとしている評価は6件(7.3%)、代替案が設定されていない評価（ベースラインを代替案としているものを含む。）は22件(26.8%)。
- ・ 費用及び便益の両方で当該案と代替案を比較している評価は34件(41.5%)、費用及び便益のどちらか一方又は両方で比較していない評価は48件(58.5%)。
- ・ 規制緩和の場合において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価はないが、いずれも規制の性格上やむを得ないもの。

〈代替案を設定していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ ベースライン以外の代替案が想定されない。
- ・ 規制の性質上、代替案の設定が困難。

〈当該案の費用及び便益と代替案の費用及び便益を比較していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ 当該案と代替案で費用又は便益が異なる。



主な課題

- ・ 代替案が設定されていない評価(22件)及び適切な代替案が設定されていない評価(1件)は、適切な代替案を設定し、費用及び便益の両方について、当該案との比較考量を行うことが必要である
- ・ 代替案は設定されているが費用又は便益のどちらか一方又は両方で比較していない評価(20件)は、費用及び便益の両方について、当該案との比較考量を行うことが必要である。

【当該案の費用及び便益と代替案の費用及び便益を比較考量している例】

〔証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定〕（金融庁）

《規制の内容》証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を1兆円とする。

代替案として、①「証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を10兆円とする」、②「証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額を1,000億円とする」の2案を設定した上で、当該案の費用及び便益と代替案の費用及び便益を比較。

☞ 規制の対象となる証券会社の数及び累計総資産額に着目すると、代替案①については、費用が当該案を下回るものの、便益の効果は当該案と比較して限定的であり、代替案②については、費用が当該案を上回り、便益の効果は当該案と大差がない。このことから、当該案が代替案よりも優れていると分析。

〔医薬品に関する広告制限の対象の追加（腎細胞がん治療薬「エベロリムス」及びその製剤について）〕

（厚生労働省）

《規制の内容》重篤な有害事象が生じる可能性があるエベロリムスの適正な使用を図ること、及び適切な医療の機会を確保することを目的として、エベロリムスの「がん」に係る効能について広告の制限を行う。

代替案として、当該医薬品の広告制限ではなく、「当該医薬品を使用する際、事前に厚生労働大臣に申請をしなければならない」ことを設定した上で、当該案の費用及び便益と代替案の費用及び便益を比較。

☞ 費用については、当該案よりも代替案の方が大きく（患者、医薬関係者、関連業界、行政に大きな負担を求めることになることから）、便益については、当該案よりも代替案の方が小さい（患者の病状が進行する、不適正使用が生じるなどの事態が生じることから）。このことから、当該案が代替案よりも優れていると分析。

【点検項目⑦】

レビューを行う時期又は条件が設定されているか。

【点検結果】

- ・ レビューを行う時期又は条件が具体的に示されている評価は60件(73.2%)。
- ・ レビューを行う時期又は条件は記載されているが、時期又は条件として明確な記述になっていない評価は20件(24.4%)。
- ・ レビューを行う時期又は条件が設定されていない評価は2件(2.4%)。

〈レビューを行う時期又は条件を具体的に示していない場合に各府省から挙げられた主な理由〉

- ・ 規制が定着する時期が不明確。
- ・ 府省の判断で時期又は条件を決められない。



主な課題

レビューを行う時期又は条件が具体的に示されていない評価(22件)は、規制の内容に応じた適切なものを設定する必要がある。

【レビューを行う時期又は条件が具体的に示されている例】

〔賃貸人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案〕(国土交通省)

《規制の内容》家賃債務保証業の登録制度の創設。家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設。家賃関連債権の取立て行為に関する規制の創設。

レビューを行う時期として、「平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施」と明示。

(参考 1)

点検した規制の事前評価における規制の新設又は改廃の区分

(単位：件)

府 省	規制の新設等	規制の新設等・ 規制の緩和	規制の緩和	規制の廃止	合 計
国家公安委員会・警察庁	2 (100%)	—	—	—	2
金 融 庁	11 (100%)	—	—	—	11
総 務 省	8 (42.1%)	2 (10.5%)	8 (42.1%)	1 (5.3%)	19
文 部 科 学 省	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	—	4
厚 生 労 働 省	12 (85.7%)	—	1 (7.1%)	1 (7.1%)	14
経 済 産 業 省	2 (100%)	—	—	—	2
国 土 交 通 省	7 (70.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	—	10
環 境 省	19 (86.7%)	—	1 (5.0%)	—	20
合 計	62 (75.6%)	4 (4.9%)	14 (17.1%)	2 (2.4%)	82

(注) 「規制の新設等」は、規制の新設・追加・強化・拡充をいう。

規制の事前評価と総務省が行う点検

対象となる「**規制**」とは・・・「**国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用**」
例えば、営業開始の許可・認可等、基準違反した場合等の営業停止命令、成分等の表示義務、名義貸しの禁止等

規制の新設・改廃を行おうとする際に、事前評価を実施し、その結果を政策決定への有用な情報として提供し、判断の材料とすることがきわめて重要。

国民への説明責任



規制の質の向上

平成19年10月から規制の新設・改廃時にその効果・負担等について事前評価を行い、公表することを義務付け

規制のプラス面

＝社会秩序の維持、安全、防災、環境保全、消費者保護等の政策目的の実現

規制のマイナス面

＝国民の権利・活動を制限し義務を課すことにより、遵守費用などの負担を国民に発生

比較して事前に評価

総務省による点検